

第1回北竜町議会定例会 第1号

令和7年3月11日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 行政執行方針
- 6 同意第 1号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 7 同意第 2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 8 同意第 3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 9 同意第 4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 10 議案第12号 町長の専決事項の指定についての制定について
- 11 議案第13号 北竜町学校教育基本方針並びに北竜町学校等複合施設基本計画について
- 12 議案第14号 令和6年度北竜町一般会計補正予算（第9号）について
- 13 議案第15号 令和6年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 14 議案第16号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第6号）について
- 15 議案第17号 令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 16 議案第18号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第6号）について
- 17 議案第19号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第4号）について
- 18 議案第20号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）について
- 19 一般質問
- 20 発議第 2号 北竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 21 議案第21号 北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 22 議案第22号 北竜町課設置条例の全部改正について
- 23 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 24 議案第24号 北竜町ひまわりの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 25 議案第25号 北竜町個別排水処理施設管理条例の一部改正について

- 26 議案第26号 北竜町農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 27 議案第27号 北竜町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 29 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（玄米ばら調製集出荷施設）
- 30 議案第30号 令和7年度北竜町一般会計予算について
- 31 議案第31号 令和7年度北竜町国民健康保険特別会計予算について
- 32 議案第32号 令和7年度北竜町立診療所事業特別会計予算について
- 33 議案第33号 令和7年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について
- 34 議案第34号 令和7年度北竜町介護保険特別会計予算について
- 35 議案第35号 令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
- 36 議案第36号 令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計予算について
- 37 議案第37号 令和7年度北竜町簡易水道事業会計予算について
- 38 閉会中の所管事務調査について
- 39 議員の派遣について

○出席議員（8名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 沖野学君 | 2番 林佳子君 |
| 3番 寺垣信晃君 | 4番 佐藤稔君 |
| 5番 木村和雄君 | 6番 澤田正人君 |
| 7番 尾崎圭子君 | 8番 中村尚一君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | |
|----------------|--------|
| 町長 | 佐々木康宏君 |
| 副町長 | 奥田正章君 |
| 教育長 | 田中佳樹君 |
| 総合政策官 兼総務課長 | 高橋克嘉君 |
| 企画振興課長 | 川本弥生君 |
| 住民課長 | 細川直洋君 |
| 建設課長 | 川田昌宏君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 北清広恵君 |

| | | |
|---------------|-------|-------|
| 教 育 課 長 | 南 波 | 肇 君 |
| 産 業 課 長 | 統 木 | 敬 子 君 |
| 経 済 ひ ま わ り 長 | 井 口 | 純 一 君 |
| 推 進 室 長 | | |
| 農 業 委 員 会 長 | 長 谷 | 育 男 君 |
| 農 事 務 局 長 | | |
| 永 楽 園 長 | 東 海 林 | 孝 行 君 |
| 住 民 課 参 事 | 森 | 能 則 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 井 上 | 孝 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 善 岡 | 浩 樹 君 |

○出席事務局職員

| | | |
|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 高 橋 | 淳 君 |
| 書 記 | 藤 田 | 奈 都 希 君 |

◎開会の宣告

○議長（中村尚一君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（中村尚一君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村尚一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番、尾崎議員及び1番、沖野議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中村尚一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの8日間にいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から18日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、町の休日と議事
の都合により、12日午前中、14日、15日、16日、17日の5日間は休会といたし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、12日午前中、14日、15日、16日、17日の5日間は休会とすることに
決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（中村尚一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本定例会に提出された案件は、同意4件、議案27件であります。
次に、本定例会に説明員として、佐々木町長、奥田副町長、田中教育長、井上代表監査
委員、善岡農業委員会会長、高橋克嘉総合政策官兼総務課長、川本企画振興課長、細川住
民課長、川田建設課長、北清会計管理者兼出納室長、南波教育課長、続木産業課長、井口
経済ひまわり推進室長、長谷育男農業委員会事務局長、東海林永楽園園長、森能則住民課

参事が出席いたします。

本会議の書記として、高橋淳局長、藤田書記を配します。

議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、監査委員から、令和6年11月分から令和7年1月分に関する例月出納検査並びに令和6年度定期監査の結果報告がございました。写しをお手元に配付してあります。ご了承承願います。

次に、総務産業常任委員長から閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

寺垣総務産業常任委員会委員長。

○総務産業常任委員長（寺垣信晃君） 委員会調査報告書。

総務産業常任委員会が調査を行った結果について、下記のとおり報告いたします。

令和7年3月11日。

記、1、調査期日、令和7年2月7日金曜日午後3時より。

出席者、全議員並びに事務局長、書記。

3、説明者、川田建設課長並びに太田係長。

4、調査事項、1、町道及び公共施設等の除排雪状況について。

5、調査結果、指摘事項なし。

以上でございます。

○議長（中村尚一君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村尚一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） おはようございます。またよろしく願いいたします。今年の12月の定例会以降、今日の第1回の定例会におけるその間の行政報告をいたします。

総務課についてでありますけれども、地域防災緊急整備事業について。昨年12月に成立した令和6年度国の補正予算において、安心、安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会をつくることを目的に新しい地方経済・生活環境創生交付金、これは地域防災緊急整備型でありますけれども、それが創設されました。今回の交付金は、避難所の生活環境の改善をはじめとして、平時における各資機材の活用や体験による防災力の向上、防災意識の向上などが目的とされており、本町といたしましてもこの交付金を有効活用し、地

域防災緊急整備事業としてテント式パーティションや簡易ベッド、エアマット、簡易トイレの充実を図り、町民対象の避難訓練や小中学校の防災教室での体験会などを開催し、日頃からの防災意識の向上や災害に備える意識の醸成に努めてまいります。なお、本事業に係る経費につきましては、市町村において4,000万円を上限として補助率が2分の1、残りの町負担に対して8割が特別交付税措置されます。つきましては、今回の補正予算において関連する歳入歳出予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、企画振興課の分であります。北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。まち・ひと・しごと創生法、これは平成26年法律第136号で定められておりますが、第10条に基づき国の総合戦略を勘案し、市町村はまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努めることとなっております。北竜町においても平成27年10月に第1期総合戦略、これは平成27年から令和元年度までの間であり、続けて、第2期総合戦略、これは令和2年度から令和6年度までありますが、それぞれ策定をし、地方創生の推進に取り組んでまいりました。

国が示した地方創生2.0の基本的な考えを踏まえ、本町においても地方創生の充実、強化に向けて切れ目のない取組を進めることが求められており、今回計画期間を令和7年度から令和11年度とした第3期北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したく、別冊のとおり提出いたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

引き続き、企画振興課、ふるさと納税について。ふるさと納税につきましては、3月11日今日現在、件数で2万3,968件、金額では3億9,632万7,000円のご寄附をいただいているところであり、昨年同期と比較して約6%の減収となっております。今年度も新規納税サイトの登録や掲載写真の更新、新たに過去寄附者へのダイレクトメール発送を行っており、その普及により本年はふるさと納税サイト、ふるなびにてお米の納税件数がランキング総合1位、メロン部門も2位を獲得しております。

今後の見込みといたしましては、米不足の影響もあることから、月の在庫数を受付調整しておりますが、令和6年度中に4億1,000万円の寄附がなされると見込んでいます。平成27年度より9年連続して3億円を超える寄附をいただいていることは、本町のひまわりによるまちづくりへの期待と返礼品であります本町の特産品に対しまして高い評価をいただいているものと考えております。今後とも多くの方にご寄附賜りますよう努めてまいります。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品等の所要額を本定例会に補正予算として提出しておりますので、よろしくご審議いただくようお願いをいたします。

引き続き、企画振興課の分であります。株式会社北竜振興公社の経営状況について。株式会社北竜振興公社の1月末日における決算見込みにつきまして申し上げます。サンフラワーパーク北竜温泉部門は、昨年よりも売上げを伸ばしている傾向にあります。特にふるさと納税におきましては、顕著な伸びとなっております。みのりっち直売所部門では、生

産者の減少により売上げがやや減少している状況であります。ココワ部門は、地域振興券の発行及び近隣周辺町からの、雨竜町でありますけれども、購買により売上げを伸ばしている状況です。総体的に前年より売上げを伸ばしておりますが、燃料費や食材費の高騰により経費がかかっておりますので、利益率が抑えられている状況であります。今後とも集客数の増加による経営改善に努めてまいります。

次に、住民課、老人福祉センター整備事業について。老人福祉センターの整備について、令和6年度において駐車場の整備、拡大のため、用地取得を予定していたところであります。しかし、調査や検討を行った結果、用地取得をしなくても十分な駐車台数の確保が見込めることが確認できたところであります。令和7年度以降、駐車場の配置や舗装の有無など整備について検討してまいります。つきましては、本定例会に用地取得に係る事業費を減額する補正予算として計上いたしましたので、よろしくご審議をいただきたいと存じます。

次に、建設課、町長の専決処分事項の指定について。地方自治法第180条第1項の規定では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるとなっております。現在北竜町で町長の専決処分事項として指定しているのは、昭和58年6月22日に制定された公用車での物損事故に係る損害賠償についての1件のみであります。議会の議決を要する工事請負契約の軽微な変更についても専決処分事項として指定をいただきたいと、今回関連議案を提出させていただいております。

理由といたしましては、工事を進める上で明らかになった事象に対する追加措置や数量の確定による金額の変更など、設計変更の手続を早急に進める必要がある場合が増えてきており、スムーズな工事施工、工事代金の支払いを目的とするものでありますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、永楽園からでありますけれども、特別養護老人ホーム北竜町永楽園の運営について。現在取り組んでいる経営改善の推移についてご報告申し上げます。1月末までの入所者平均は、入所72.2人、これ1日当たりでありますけれども、入院を除いたベッド稼働平均は69人、これも1日当たり。短期入所9人となっております。当初予算計上の入所と短期入所を合わせた79人の確保に努めているところではあります。10月以降コロナウイルスやインフルエンザといった感染症が園内拡大したことや、職員の退職などに伴う介護体制の問題による入所受入れの抑制や、入所者の介護度の軽度化、1月末までの今年度の平均は3.72、介護度3.72であります。令和5年度の介護度平均は3.87であります。その介護度による報酬単価の減少により、入所の介護報酬収入が当初予算額に対して1,500万円程度下回る見通しであり、今回の補正予算において約1,000万円の一般会計繰入金を増額予算を計上させていただいております。

引き続き厳しい状況下ではあります。職員が一体となって経営改善に努め、引き続き繰入れの減少を図れるよう着実に取組を進めてまいります。

引き続きご入所者様のため、よりよい介護ができるよう職員一体となって努めてまいります。よろしくお願いをいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 次に、教育長。

田中教育長。

○教育長（田中佳樹君） 令和7年第1回北竜町議会定例会に当たり、教育委員会が所管いたします行政報告を申し上げます。

北竜町学校教育基本方針及び北竜町学校等複合施設基本計画について。令和4年度の北竜町公共施設再配置計画の策定により、令和11年度に新しい学校施設の開校、令和13年度に新しい多世代交流施設を開設するため、令和5年度より職員による視察研修、シンポジウムの開催、アンケートの実施、計5回の検討委員会や2回の地域住民懇談会の開催を経て、北竜町学校教育基本方針（案）及び北竜町学校等複合施設基本計画（案）が策定されました。

北竜町学校教育基本方針では、基本理念と重点方針、具体的施策、小中一貫教育の推進に係る基本方針、推進体制と運営体制等が記されており、特に小中一貫教育の推進として義務教育学校の採用が明記されております。また、地域に開かれた学校づくりのため、各機関、地域住民、家庭が連携できる推進、運営体制を整え、地域への情報提供や意見把握、交流の機会づくりなどにも積極的に取り組み、地域みんなで子供を育てる北竜町の教育環境をつくることとしております。

北竜町学校等複合施設基本計画では、北竜町公共施設等総合管理計画、北竜町公共施設等再配置計画に基づき、真竜小学校、北竜中学校、公民館、図書館、郷土資料館は建て替え、農村環境改善センターは維持する方針とし、小中学校、公民館、図書館、郷土資料館の機能を集約化、複合化し、真竜小学校周辺エリアに配置し、農村環境改善センターと一体となった配置、小中学校体育館と農村環境改善センター体育館の相互利用や学童保育との連携を図るとともに管理しやすい施設としております。また、公民館のうち大ホール、和室機能については、北竜町老人福祉センターの体育館と機能統合し、規模縮小を図ることとしております。つきましては、本定例会に北竜町議会基本条例第8条の規定に基づき、北竜町学校教育基本方針及び北竜町学校等複合施設基本計画を上程しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村尚一君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 行政執行方針

○議長（中村尚一君） 日程第5、行政執行方針の説明を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 令和7年度の行政執行方針を申し上げます。

まず、前段、私の指針となるべきご挨拶をさせていただきます。議長が冒頭おっしゃったように14年前の今日、東日本大震災が発生をいたしました。改めて被災に遭われた皆様、地域への哀悼と、そしてさらなる復興、発展をご祈念申し上げます。あわせて、岩手県大船渡市での山林火災に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、早い復興を祈念いたします。我が事と捉えながら自治体運営を進めます。

小さな町は、国の補助金や地方交付税などをうまく活用することが求められます。事業に対する町内への経済効果はもちろん、将来的な税収効果や交付税を収入と見る、そういった効果を考慮いたしております。経済的にも財政的にも魅力を発揮したいと考えております。持続可能性やサービスへの満足感、町の一体感も感じられるように政策の設計をします。結果的に町を好きになり、町を誇りに思えるようになっていければいいと思っております。私の政策は実質今年から始まります。田中教育長も1月から就任をいただき、行政並びに教育行政の新たなスタートを切ることができる。そのことに大きな意義を感じております。町民第一主義、その政策を4月1日から始めるに当たり、令和7年度予算の確実な執行と同時に令和8年度及び令和9年度を見据え、つながることをイメージをしています。人口減少の原因をどう判断してきたのか、人口を維持していくための政策をしっかりと議論してきたのか、そこにおける将来世代への負担がどうなっていくか、そういった視線を強く意識をしていきます。

町政運営のかじ取りを町民の直接選挙で選ばれた代表である議員の皆さんと進めたいと思っております。私は、まだまだ動きが足りないと思っております。議員各位のご指導を併せてお願いをいたします。

多様であればあるほど、しっかりその多様性に対応していけば町はよくなります。誰もが集い、存分に才能を発揮する機会があり、恩恵は全体に及ぶ、そんな全員の力を結集できる取組をいたします。全員の力、その全員とは1,600人の町民であります。政策あれば対策あり、その観点で進めてまいります。

私が町長に就任して以来早1年余りが経過をいたしました。この間、将来に向けたまちづくりの戦略・ビジョンとして「北竜町未来につなぐまちづくりプロジェクト」を立ち上げ、町民皆様の暮らしを守り、町の魅力を磨き広げていくための政策を、町民皆様や職員と共に一体となり、一丸となり、日々その実現に向けて、誠心誠意努めてまいりました。

この間、多くの課題に直面をしてまいりましたが、町民の皆様、そしてここにおられる議員の皆様並びに各団体のご理解とご協力をいただき、町政を推進できたことに心より感謝を申し上げます。

令和7年度の国は予算編成において、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることを最重要課題とし、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安

全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定をいたしました。できる限り速やかに関連する施策を実行することで、切れ目のない経済財政運営を行う、そうしております。

一方で、地方こそ成長の主演であり、ICT技術も活用しながら、新たな地方創生施策「地方創生2.0」を展開するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定し、今年度は地方創生の交付金を当初予算のペースで例年の倍増ということを目指して現在進んでおります。

本町においても、人口減少、少子高齢化が進む中、農業・商工業・観光など各分野の振興や地域公共交通体制の構築、こどもまんなか社会の実現、福祉・医療体制の充実、デジタル社会への対応、防災・減災機能の強化、公共施設の老朽化対策等行政に課せられた課題は山積をしております。

私は、「小さくともきらりと輝くまちづくり」を目指し、心のふるさとづくりを目指し、「暮らしをまもる」・「未来へつなげる」・「地域とともにすすめる」・「産業・人をささえる」ため、私のお約束した16の政策を、町民お一人お一人の大切な声を聞き、職員の意欲とさらなるやる気の喚起に努め、共に一丸となって知恵と力を結集し、その実現に努めてまいります。

今年の予算編成に当たりましては、厳しい財政環境の中、職員の創意工夫により政策推進の原資を生み出し、限られた経営資源の効率的・効果的な活用、国が掲げる「地方創生2.0」や「こどもまんなか社会の実現」など重要政策課題への的確な対応、そして、「未来につなぐまちづくりプロジェクト」に掲げる政策の着実な推進と財政の健全化による持続可能な行財政基盤の両立を予算編成の基本方針として予算編成を行いました。

地域のにぎわいをつくり、北竜町の可能性を引き出し次世代へつなぐため、行政のスリム化、効率化をさらに徹底しながら財源の確保に努めて、加えて、本町が保有するヒト、これは人・組織であります。モノ、これは公共施設と建物、そして、おカネ、これは予算であります。そして、情報及び地域資源、これは町民や地域のコミュニティー・自然環境などありますが、それらの5つの経営資源を活用し、最大限の成果を上げる「行政経営」の推進に努めてまいりますので、町民の皆様、そして議員の皆様、特段なるご理解とご協力を賜りますよう心からのお願いを申し上げます。

以下、予算に伴います各課の施策について申し上げます。

最初に総務課の関係であります。

令和7年度の各会計予算について。

令和7年度の各会計予算につきましては、「北竜町総合計画並びに実施計画の効果的な推進と持続可能な行財政基盤の構築の両立」を掲げ、総合計画に掲げる「6つの基本目標」の実現に向けて、施策・事業の重点化を進めるとともに、限られた財源の重点的・効率的配分に努めました。

歳入につきましては、地方交付税23億6,000万円（対前年度比33.3%増）、国庫支出金13億9,847万1,000円（対前年度比455.2%増）、繰入金7億

654万8,000円（対前年度比97.9%増）、町債6億140万円（対前年度比9.0%増）を予算計上しております。

一方、歳出につきましては、減債基金管理運用事業2億7,011万6,000円、ふるさと納税推進事業4億3,107万円、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業19億1,094万2,000円、移住定住促進住宅整備事業1億4,699万3,000円、車輛センター整備事業4億1,489万1,000円、町債管理事業5億4,297万円を予算計上しております。

その結果、一般会計ほか7会計の総額では、78億6,806万9,000円となっております。各会計ごとに申し上げますと一般会計63億3,500万円（対前年度比55.5%増）、国保会計2億8,270万円（対前年度比2.2%減）、診療所会計9,900万円（対前年度比5.8%減）、後期高齢会計3,960万円（対前年度比11.0%減）、介護保険会計3億10万円（対前年度比3.7%減）、特老会計4億7,660万円（対前年度比0.6%減）、集排会計1億7,510万4,000円（対前年度比5.9%増）、簡易水道会計1億5,996万5,000円（対前年度比42.1%減）、合計が先ほど申し上げましたように合わせて78億6,806万9,000円（対前年度比36.9%増）となったところであります。

次に、機構改革の実施について。

今後進めるまちづくりに迅速に対応できる組織を構築し、町民サービス・利便性の向上を図るための体制の整備、各課を超えた組織横断的な連携強化など組織体制の強化、新たな行政課題への的確な対応、効率的で機能的な執行体制の確立に向け、令和7年4月1日より機構改革を実施してまいります。

次に、人材確保対策の強化について。

近年、北竜町において、介護職員や運転手などをはじめとして人材不足が顕在化している状況を踏まえて、「採用管理」「定着管理」「就労条件」「理念・価値観」の4つの分野における原因分析や課題の整理、職場環境の改善を進めるとともに、職場の魅力発信や求人媒体の活用など、多様な人材確保に向けた取組を強化するとともに、人材確保に当たっては、外部人材の派遣や地域おこし協力隊の活用など国の制度を最大限利用し、財源の確保に努めます。

次に、人材育成の推進について。

現在の複雑化・多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応していくためには、職員の資質・能力の向上が不可欠であることから、「人材育成基本方針」をはじめとして、「キャリアパス」の策定を進め、人材育成を効率的・効果的に進めるため、「キャリアパス」に対応した職員研修メニューやカリキュラムの体系を構築し、人材育成の推進に努めてまいります。

また、職員本人の適性を踏まえつつ、長期的な視野に立った人事配置・職務付与や研修を実施する体制を構築し、「職員研修」「人事評価制度」「職場環境」を有機的に連携さ

せ、改革力のある職員の育成に努めてまいります。

次に、新たな人事評価制度の構築と能力及び実績に基づく人事管理の推進について。

人事評価につきましては、令和9年度からの本格的な運用を見据え、システム化による効率的な運用体制を構築するとともに、職員の採用年次や合格した採用試験の種類にとらわれず、能力・実績に基づく人事管理を行うため、人事評価の結果を任免や給与への活用を行うための仕組みづくりを構築し、適正かつ公正な評価基準の整備を進めてまいります。

防災・消防対策について。

地域の防災力を向上していく上で、自助・共助・公助の取組が大切であり、地域住民が核となった、自主防災組織の設置に向け、引き続き防災教育・情報提供を進めてまいります。

また、庁内における防災体制の再編・強化や関係機関との連携強化を図るため、「地域防災マネージャー制度」を活用し、外部人材の確保・職員の育成を推進するとともに、令和6年度「地域防災緊急整備事業」において購入予定のテント式パーティションや簡易ベッドなどの防災資機材を活用した町民対象の避難訓練や小・中学校の防災教室での体験会などを開催し、日頃からの防災意識の向上や災害に備える意識の熟成に努めてまいります。あわせて、防災備品等の購入も計画的に取り組んでいきます。

消防体制につきましては、1市4町による深川地区消防組合の連携強化と効率的な運営に努めます。

本年度は、将来に向けた北竜町単独での救急業務の実施を目指し、町民の命を守る重要施策として、救急体制の整備に向けた計画を進めます。また、若手団員の大型免許取得助成事業についても継続して行い、地域の安心と安全を守る消防団の活性化を図り、団員の育成・確保に取り組んでまいります。

全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について。

近年、能登半島地震等、大規模な自然災害が頻発しており、住民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、全国瞬時警報システム、Jアラートと言いますが、Jアラートによる災害情報の伝達を確実に推進するため、地域単位での避難情報の発信や防災気象情報体制の見直しに対応した新型受信機等の整備を進めてまいります。

防犯・交通安全対策について。

依然として、毎日のように特殊詐欺被害が報道されている中、「詐欺被害防止機器購入助成事業」を継続して実施するとともに、街路等や町内に設置されている防犯カメラの適正な管理を通じて、より安全・安心な生活を推進してまいります。

交通安全対策については、悲惨な事故防止に向け、関係機関、組織及び町民総ぐるみによる交通安全運動を推進します。

また、「北竜町高齢者運転免許証自主返納サポート事業」の利用促進に向け、送迎体制の充実や普及啓発に努めてまいります。

次は企画振興課の関係について申し上げます。

地域公共交通の整備について。

本年4月から9月までの間、町内便の運行については、既存の乗合タクシー及び住民混乗方式によるスクールバスを運行し、町民の移動手段の確保に取り組んでまいります。

町外便の運行については、町営バス「北竜妹背牛線」について、4月より美葉牛地区までの延伸と朝の通学便の増便を行い、運行体制の充実に努めます。高齢者のタクシー利用助成も継続して実施いたします。

運行体制につきましては、4月より、地域公共交通の利便性向上や効率的な運行、将来に向けた持続可能性を確保するため、北竜振興公社に新たな地域公共交通事業所を創設し、スクールバスをはじめとして地域公共交通などを一元化して運行いたします。

また、本年10月より、町民皆様がより利用しやすい新たな地域公共交通を構築するための新規車両購入と実証運行を行い、町内便においては、これまでの定時定路線による「乗合タクシー」から、予約システムなどICTを活用した完全予約制で自宅前から行き先まで自由に運行可能な「デマンド型交通」へと変更し、深川市や滝川市への町外便については、既存の妹背牛町までの接続便に加えて、現在運行が不足している時間帯に直行便を運行する予定としております。

実証運行での結果を検証し、町民皆様のより利用しやすい運行体制を構築するとともに、将来を見据えた地域公共交通体制の確保に努めてまいります。

地方創生の推進について。

令和7年度国の予算において、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を国が後押しするため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金、これは第2世代交付金とも呼ばれておりますけれども、その交付金が創設されました。

本町においては、新たに策定した北竜町総合戦略2025の基本方針である「楽しい「ひまわり暮らし」を実現し、次世代に引き継がれる未来志向のまちづくり」を着実に推進するため、現在、国への交付金の申請を行っております。

事業概要については、「1. コンパクトタウンの推進」、「2. 新たな公共交通を主体としたネットワークの確立」、「3. まちづくり人財・組織の育成」、これはひまわりホールディングスと名づけております。その構築。「4. 主体的で共創的な地域や町外とつながって学ぶ教育・子育ての推進」、「5. ブランド確立とプロモーションの推進」、「6. 交流人口及び関係人口の創出・拡大・深化」、「7. デジタル地域社会の形成」の7つの柱を中心に、町全体を一つの経営体とする「ひまわりホールディングス」の下で、子供から高齢者まで町民全てが参加する各種施策を一体的に実施することで、安心して働き、そして暮らせる生活環境の創生や付加価値創出型の新しい町の経済の創生、そして多様な関係人口の増加と相互連携したまちづくりを推進し、北竜町への人の流れを新たに創出するものであります。

あわせて従前より実施している地方創生推進交付金事業についても、継続事業として新

しい交付金事業と一体的に実施し、効率的な事業の実施と相乗効果の発揮に努めてまいります。

また、本事業の実施に当たり、令和7年4月より、北竜振興公社と社会福祉協議会を地域再生推進法人に指定し、職員を派遣する仕組みや連携体制を構築し、町と各法人が連携を強化し、協働して取り組んでまいります。

新しい交付金事業におけるハード部門に関しては、拠点整備事業として、移住定住促進住宅、木造平屋建ての1棟4戸でありますけれども、その住宅の実施設計と建設工事、建設敷地の既存住宅4棟8戸の解体工事を実施するとともに令和9年度に建設を予定するひまわりの里観光交流センターの実施設計を実施してまいります。

以上申し上げましたソフト事業とハード事業を連携し、一体的に実施することで、事業目標達成のための指標、これはK P I 指標と言われておりますけれども、目標達成するための数値であります。そのK P I の達成と事業成果の最大化に努めてまいります。

新しいまちづくりにより、移住・定住人口を増やし、町の人口を維持するため、町民・議員の皆様や、そして職員と共に一丸となって、新しい北竜町の未来を共創・実現する仕組みづくりと各種施策を推進してまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、地域脱炭素化の推進について。

国の2050年度までの脱炭素社会を見据えた二酸化炭素排出ゼロの方針に基づき、本町におきましてもゼロカーボンシティ宣言を行い、地球温暖化対策実行計画を進めてまいります。

本年度は、森林環境整備や公共施設LED化、電気自動車の購入、個人住宅へのソーラーパネル、蓄電池設置助成を実施いたします。

また、森林を活用したJークレジット創出の仕組みなど新たな脱炭素化施策について検討をいたします。

次に、自治体DX・行政デジタル化の推進について。

国のデジタル社会形成基本法や令和6年度に策定する自治体DX推進計画に基づき、職員の創意工夫による一層の業務効率化をはじめとして、働き方改革の推進や住民サービスの向上、効率的・効果的な行財政運営を目指すため、「スマホ普及100%プロジェクト」、そして「LINEを活用した情報発信プラットフォームの構築」、「AI・予約システムなどICTを活用したオンデマンド交通」、「庁内ネットワークや機器等環境の強化」、「書かない窓口の導入」それらあらゆる分野において行政手続のデジタル化等の活用を推進してまいります。

次に、移住定住対策について。

地方創生交付金を活用するため新たな移住定住促進住宅の整備や住宅のリノベーションなど受入れ環境の整備・魅力化を図るとともに、既存の定住促進住宅の活用促進、PR・情報発信の強化を通じて、多様な外部人材や新規就農者、農業体験者、お試し住宅の受入れを積極的に行ってまいります。

また、各種定住促進施策も引き続き実施し、本町の魅力発信に取り組んでまいります。
空き家、空き地情報についても情報収集に努め、移住定住者向けに有効活用を図ってまいります。

ふるさと納税の推進について。

全国から寄せられておりますふるさと納税は、本年度、観光産業、教育子育て、医療福祉の各分野に使用させていただき予定としております。

本年も「ひまわりライス」をはじめとして、「ひまわり油」、「黒千石大豆」など、町の特産品を取りそろえ、より多くの寄附が寄せられるように取り組んでまいります。

また、多くの寄附者情報を活用し、メールマガジンにより特産品やイベント・移住定住の情報発信を行い、関係人口の増加に取り組むと共に、ふるさと納税のリピーターの確保に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊、集落支援員の充実及び地域活性化起業人の活用について。

役場庁内における人材不足に対応するため、各分野におきまして、地域おこし協力隊員、集落支援員のさらなる募集を行い、様々なアイデアをいただき地域活性化に努めてまいります。

また、道内の大学等と包括連携協定を締結し、専門知識を持つ学生の受入れを行い、本町でご活躍いただけるように努めます。

また、新たに、地域活性化起業人制度により、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを生かし、即戦力人材としての活用も検討していきます。

北竜町の魅力発信プロジェクトについて。

昨年度より、北竜町未来につなぐまちづくり町民会議や職員によるプロジェクト会議によって、改めて認識をした町のブランド「ひまわり」を中心として、町のホームページやSNS等による情報発信、そしてロゴや名刺などによるPR、お米やひまわり油などを活用したお土産品の開発など、町の外と内とそれぞれの力を活用していくことで、交流人口や関係人口を増やし、北竜町の魅力を発信していくことに努めます。

株式会社北竜振興公社について。

サンフラワーパーク北竜温泉の指定管理業務、農畜産物直売所みのりっち北竜並びに商業活性化施設ココワの管理運営、スクールバス運行の受託を行い、町の農業・商業の振興、観光振興、町民の健康増進、さらには雇用の場としての町の地域振興に大きな役割を果たしています。

依然として厳しい経営状況にはありますが、昨年度より引き続き、経営改善に向けて専門家からの支援をいただき、北竜温泉の魅力化や戦略的プロモーションなど情報発信の強化による誘客促進、さらなる営業活動の強化、サービスの質的向上、商品開発、経費節減策を進め、利潤・利益追求の職員教育に取り組んでまいります。

令和7年度においては、新たな地域公共交通事業所を創設し、スクールバスをはじめとして地域公共交通などを一元化して運行をいたします。

また、地方創生推進事業の実施に当たり、町から地域再生推進法人の指定を受け、町と公社職員が連携し、地方創生推進事業の推進に努めます。

本年度も町並びに公社役員一丸となって努力してまいりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いをいたします。

次に住民課の関係について申し上げます。

戸籍・年金・マイナンバー事務について。

戸籍・年金事務につきましては、個人情報に係わる事務でありますので、プライバシー保護に留意し、法務局や年金機構、内閣府とも連携し、国の動静を注視しながら相談業務に努めてまいります。令和7年度は、戸籍の振り仮名記載法改正対応や、窓口での支払いにおけるキャッシュレス化、「書かない窓口」の導入を推進いたします。

廃棄物処理等環境衛生対策について。

今年度も引き続き不正なごみ出し、不法投棄等、法令遵守の啓発を行い、生活環境の向上を図り、ごみ分別の周知と啓蒙及び減量化に努めます。

次に、高齢者支援対策について。

高齢化の進行により、独り暮らしの高齢者の方が増加していますが、いつまでも健康で安心して生活できるよう、社会福祉協議会に委託しております在宅福祉事業を継続して実施いたします。

また、福祉除雪サービス等制度の周知をいま一度行い、広く利用いただけるよう取り組みます。

さらに、地域の皆様の協力をいただいて運営しております和地区、碧水地区の「地域支え合いセンター」につきましても、さらなるご利用をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、障害者支援対策について。

「障がい者総合支援法」に基づき、身体・精神・知的それぞれの障害者手帳を保有されている方が、よりよい生活を送れることができるように、引き続き医療機関など関係機関と連携し、必要に応じた自立支援給付及び自立支援医療のサービス提供に努めてまいります。また、北空知成年後見相談センターの運営について、引き続き北空知1市4町で取り組むとともに、町民に対する成年後見制度の普及啓発に推進してまいります。

子育て支援対策について。

昨年度策定を行いました「第3期北竜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を推進いたします。令和7年度は、「北竜町こども家庭センター」を設置し、子育てに対する相談窓口の一本化を行い、全ての子供とそこご家族、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を実施できるよう体制の強化を図ります。また、子供に係わる関係者が連携し、子育て不安を抱える親子の育児能力の向上や虐待予防の支援を進めてまいります。

あわせて、通年入所児童の基本保育料の全額減免や、高校生までの子供の医療費の無償

化については、引き続き実施をしております。

また、国の交付金事業により妊娠時から出産、子育てに対する支援を実施するとともに、従来実施しております養育支援等、各種子育て支援制度の実施を通して、少子化対策の推進に努めます。

保育園及び子育て支援センターの運営については、定期的に保育園と懇談を行い、よりよい保育サービスの提供に努めます。また、引き続き社会福祉協議会に指定管理委託を行い、効率的な運営に努めます。

チャイルドシートなどの貸出しについては、計画的に老朽化したチャイルドシートの更新を実施し、引き続き対応をいたします。

医療対策について。

本町の医療機関である町立診療所及び町立歯科診療所について、地域に密着した第1次保健医療機関として、町民の健康を守る地域医療の充実に努めてまいります。

町立診療所においては、適正な診療施設の管理運営に努めてまいります。また、旭川市とその近郊の病院から、医療情報のやりとりができる「たいせつ安心医療ネット」の活用を、引き続き進めてまいります。

町立歯科診療所においては、運営費用の助成を通して支援を実施し、医療機会の確保に努めます。引き続きいっしょにご意見をいただくことを願っております。

あわせて、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進を図ります。

次に、国民健康保険事業について。

保険者が北海道に移行されましたが、国民健康保険事業は、町民の健康と生活を支える大切な制度であります。制度の周知を図り、医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健診未受診者対策、及び新たに若年国保加入者に対する健診を実施し、医療費の抑制に努め安定的な運営に取り組んでまいります。

介護保険事業について。

本年は「第9期北竜町介護保険事業計画」の2年目となります。高齢化の進行に伴い、要介護認定を受けて介護サービスを利用される方が増加しており、介護保険特別会計も逼迫している状況であります。

そのような中でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの推進に努めます。

介護予防対策について。

高齢になっても元気に暮らすことができるように「元気もりもり運動教室」をはじめとする介護予防・日常生活支援総合事業並びに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に取り組んでまいります。

また、高齢者の方々の交流の場として商業活性化施設ココワ並びに碧水地域支え合いセンターで開催される「あさがおくらぶ」の周知に努め、閉じ籠もり予防や介護予防に努めてまいります。

認知症対策について。

認知症がある方やそのご家族、地域住民が気軽に集うことができる「オレンジカフェ」を商業活性化施設ココワ並びに碧水地域支え合いセンターで開催をしています。認知症があらわれても地域とつながり、助け合いながら暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

健康づくり対策について。

各種健診に対する助成や健康教育を行い、また、令和6年度より開始した、20代、30代の若年者を対象とした健診を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病などの早期発見並びに健康増進に努めます。

次に、「重層的支援体制整備事業」について。

「重層的支援体制整備事業」は、既存の介護、障害、子供、生活困窮の相談支援などの取組を生かしつつ、町民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、それぞれの役割を超えて「チームアプローチ」が実現される必要があります。かつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本町においても、地域福祉実践計画の目標である「共に支え合い、安心して安全な福祉の地域づくり」を目指していく上で必要な取組と位置づけ、地域共生社会の実現に向けて令和7年度から社会福祉協議会に委託し、事業を開始をいたします。

次に、特別養護老人ホーム北竜町永楽園の運営について。

令和4年度よりコンサルタントを導入し、現状分析及び経営改善に向けた対応、並びに将来の施設経営の在り方について検討を進めてきました。短期的に実現可能な取組を着実に進めることにより、ここ数年は一般会計からの繰入れを少しずつ減らしてきたところではありますが、依然として約1億円を繰り入れているところでもあります。今年度は、引き続き、より強い経営改善を推進するとともに、3年間の様々な検討の結果を踏まえ、今後の町の高齢者施策推進の中で、北竜町永楽園をどのように生かしていくか、町内関係機関と十分な検討、協議を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

これまでの議論の中で、介護サービスの効率化が必要であると判断し、昨年度まで社会福祉協議会と永楽園で実施していた通所介護サービスを本年度より一本化いたします。また、同じく社会福祉協議会で実施していた配食サービスを一部内容を見直し今年度から永楽園で実施することにより、今後さらなるサービスの拡充を図ります。配食サービスの移行に伴い、配送用の軽自動車1台を購入をいたします。

施設の老朽化に伴う対応につきましては、適切な維持管理等を行い施設環境の改善を図るとともに、入所されている方の病院受診などに使用する平成21年購入のリフト車を更新していきたいと考えております。

介護アドバイザー招致事業についても引き続き実施し、ご入所者様及びご家族にとって魅力ある施設を目指し、職員の資質向上、意識改善はもちろんのこと、アドバイザーの持つ知見を地域にも広く発信していきます。

また、夜間介護人員が少ない時間帯において、ご利用者の睡眠時の安全管理及び効果的な見守りを目的として、北海道の補助金を活用し、新たに眠りスキャンシステムの導入経費について予算を計上をさせていただきました。

今後も継続してさらなる安心安全なサービス提供に努めてまいります。

次に、産業課の関係について申し上げます。

農業の振興について。

本年は農政の転換期にあります。改正基本法の下で初めてとなる食料・農業・農村基本計画の策定や、令和9年度の見直しに向けた水田政策の在り方が審議されることとなっており、地域の基幹産業を発展的に維持していくために必要な対策を見極め、国の事業などを活用しながら引き続き必要な施策を実施してまいります。

特産品であるスイカ・メロンについてのハウス資材助成を行い、生産の拡大の推進に努めていきます。

あわせて、「地域特産品開発支援事業」を実施し、町内産の原材料を使用した試作品の開発や、市場調査など、新たな地域の特産品づくりにチャレンジする団体や個人を支援してまいります。

農業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や中山間地域農業、環境保全型農業の取組を支援してまいります。

農地の効率的な利用を図り、北竜町の農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める北竜町農業振興地域整備計画については、計画2年目の年となっております。

農畜産物直売所「みのりっち北竜」について。

「みのりっち北竜」は、今年で開業14年目を迎えることとなりました。生産者が心を込めて栽培した新鮮な農産物や加工品を町内外のお客様に提供することにより、安心・安全でおいしい「北竜ブランド」の構築を図ってまいります。

また、運営体制については生産者協会との積極的な協議を行い、併せて支援をしていくところであります。

農産物加工実習センター「パルム」について。

年月の経過とともに、施設及び備品の老朽化が目立ってきておりますが適切なメンテナンスや計画的な更新を実施いたします。今後とも利用者の皆様に愛され、地域活性化の一翼を担うように施設の充実に努めてまいります。

農業生産基盤整備について。

農業生産基盤の整備については、道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備に努めるとともに、農業水利施設の改修及び維持、保全事業により農業経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、スマート農業については、関係機関と共に農業基盤整備事業への取組と併せて検討をしてまいります。

農地流動化対策について。

農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画により、受け手への農地バンクを活用した農地の集約等に努めてまいります。

ひまわりバンク育成基金について。

「ひまわりバンク基金」については、本町の担い手育成事業の重要な施策として位置づけ、町と農業者で事業費を負担し実施していることから本町農業の健全な発展に資する取組となるようひまわりバンク幹事会や運用委員会で協議をしております。

担い手対策について。

研修メニューの作成やサポート体制づくり、さらに「新農業人フェア」をはじめとする各種イベントへの参加による担い手確保の取組等を一体的に行うために集落支援員制度を活用し、本年度も引き続き、新規就農者、農業体験実習生、雇用就農の受入れ態勢の充実を推進してまいります。

令和6年に準備した研修農場は、研修生を受け入れ本格的な稼働の年となります。新規就農定着に向けた支援を関係機関と連携し、担い手育成の環境整備などを行います。

あわせて、農業後継者対策として結婚相談員とも連携しながら、出会いや交流などの機会も進めてまいります。

林業の振興について。

森林は、木材の供給はもちろんのこと、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等多面的な役割を果たしております。

森林の整備につきましては、北空知森林組合との連携により、豊かな森づくり推進事業等の補助金を活用し、更新時期を迎えた未整備森林所有者への適切な森林施業の実施を勧奨いたします。

また、森林環境譲与税の有効活用により、除伐・保育間伐等を支援する私有林等整備事業や人工林の下刈り等を支援する健全な森づくり事業など、二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森づくりと地域林業の活性化に努めてまいります。

鳥獣被害防止対策について。

有害鳥獣防止計画に基づき、アライグマの春期捕獲や小動物用電気柵購入支援により被害の軽減化に努め、エゾシカについては関係団体に行っていただいております報奨金制度への支援により一層の駆除体制の強化に努めてまいります。

近年は、熊の目撃が相次いでおり、北海道内でも人身事故が発生しておりますことから、猟友会、警察など関係機関との連携を図り、被害防止に向けて取り組んでまいります。

また、鹿進入防止電牧柵の維持管理につきましては、適時、適切に電線の上げ下ろしができるように、また、路線の見直しを関係機関と協議をしながら確実に進めてまいります。

商工業の振興について。

商業活性化基本条例に基づく各種支援を商工会と連携して積極的に活用していただき、

商工業の活性化と従業員の雇用を拡大、促進し、商業活性化施設ココワとも併せて活用をし、地元商店それぞれの皆様の消費拡大対策を実施してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

観光の振興について。

昨年、北竜町の顔である「ひまわりの里」には、24万6,000人の観光客が来訪されました。ひまわりの里の運営には、町民の皆様をはじめとした関係団体の各皆様に広くご支援、ご協力をいただき実施しております。ひまわり畑の拡大や来訪者の増加とともに維持管理費がまちづくりに過大な負担をかけるようになってきているのが一つの実情であります。そこで、ひまわりの里が未来に引き継がれるための取組として、令和7年度からは駐車場料金の徴収を実施することといたしました。これからも、いいひまわりを咲かせ、来訪者の皆様楽しんでいただけるよう、そして日本一のひまわりの町、日本一の北竜町民となるように願い、観光の振興に努めてまいりたいと思っております。

また、地方創生事業を活用したひまわりの里全体の見直しの取組により、これからのひまわりの里の施設運営、方針について検討をしております。

ひまわり油推進事業について。

ひまわり油推進事業は、生産者をはじめ搾油業務先となるひまわり工房や酪農学園大学、さらには日清オイリオグループ等とそれらの連携協力により、「北のハイグレード食品2023」の称号を得るなど、一定の成果を収めたところであり、本年10年目を迎えるに当たり、老朽化が進む収穫機械類の更新や搾油業務に必要な新たな生産体制の構築に関する検討準備を進めてまいります。

また、本年度より酪農学園大学と包括連携協定を締結することにより、ひまわり油に関する取組のほか、北竜町全体における農業課題の調査研究や新商品の開発などを進めるとともに、マーケティング活動となる物販イベントなどにも積極的に参加するなど町の魅力や価値を広く発信してまいります。

最後に建設課の関係について申し上げます。

道路・河川・橋梁について。

道路及び河川については、これまでも、防災・減災のための起債事業を活用し整備を行ってまいりました。

道路については、昨年までの事業同様、側溝整備、舗装修繕等の工事を引き続き実施いたします。

河川については、これまでも国の起債事業を活用してまいりました。今年度についても、護岸整備工事を3河川、しゅんせつ工事を1河川行うこととしています。

橋梁については道路メンテナンス事業費補助を活用し、長寿命化修繕計画に基づき、岩村橋補修工事を実施いたします。

また、昨年から行っております除雪センター建設の2期工事、そして、既存除雪センターの解体、その跡地においてバス等の車庫の建設を実施の予定をしております。

排水機場について。

排水機場の維持管理については例年、定期点検、修繕等により適切に管理をしており、碧水排水機場については、北海道の「農村地域防災減災事業」を活用し、令和9年度までの機能保全対策を行っていますが、本年度については建設に当たっての基礎コンクリートの補修、主要機械の工場製作を行う予定となっております。

次に、公営住宅について。

公営住宅につきましては、子供からお年寄りまで全ての町民が安心安全で暮らせる良質な住宅ストックの確保のため長寿命化計画に基づき進めてまいります。

また、住宅の維持管理につきましては、予防保全的な観点から、適時適切な修繕を効果的・効率的に実施するとともに、適切な維持管理等により、入居者の皆様の快適な住環境の確保に努めてまいります。

農業集落排水事業及び個別排水処理事業について。

農業集落排水事業及び個別排水処理事業については、経営状況を的確に把握し、よりよい住民サービスの向上、各処理施設の適切な維持管理に努めます。

また、集合処理のできない地域における、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図ります。

今年度においては、和浄化センターの機能向上に取り組むため機械・設備更新の計画を策定するとともに、今後の経営状況の推移を明らかにするため、経営戦略の策定を行います。

そして、簡易水道事業とともに、料金の公平な負担と、漏水の早期発見につなげるため新たな料金区分を設けるための条例改正を議案として提出しておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になります。簡易水道事業について。

簡易水道事業については、町民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安心な水の安定供給に努めてまいります。

また、現在、老朽化した配水管の布設替えを進めておりますが、今年度については、昨年度布設した国道横断管への接続と、既設管の撤去を行います。

そして、簡易水道事業においても経営戦略の策定を行うとともに、水道管漏水調査を継続して行い、施設の機能保全と経費節減に努め、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上、令和7年度の行政執行方針といたします。皆様のご理解をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村尚一君） 11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政執行方針を続けます。

教育長。

田中教育長。

○教育長（田中佳樹君） 令和7年北竜町議会第1回定例会に当たり、教育委員会が所管いたします行政の執行につきまして、その主要な方針を申し上げます。

社会が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代において、「正解」のない問いに果敢に取り組みながら、未来を切り開いていくことが求められています。

国では、令和5年、新しい時代にふさわしい質の高い教育に向けた「第4期教育振興基本計画」がスタートし、北海道教育委員会においては北海道が目指す「自立」と「共生」の理念を継承した「北海道教育推進計画」の下、教育課題解決に取り組んでいます。

北竜町教育行政の推進に当たっては、このような国や道の動向を踏まえるとともに、「北竜町総合計画」における教育の基本目標である「すべての世代が成長し合う活発なまち」に基づき、一人一人が持つ可能性を伸ばし、より豊かな人生を過ごすことができるよう「人々が輝く、教育の町 北竜」として、子供たち、保護者、そして町民の皆様の期待や信頼に応えてまいります。

また、令和11年度の義務教育学校開校、並びに令和13年度の学校等複合施設の開設に当たり、本年度は、基本設計の実施、学校経営計画及び施設運営計画策定に向けた検討を行います。

それでは、具体的な推進方策を学校教育と社会教育・社会体育分野に分けて申し上げます。

最初に学校教育分野の関係について申し上げます。

一人一人の子供たちが秘めている可能性を自らが広げ、生き生きと活動していくため、学校教育の最大の目標である「自立した学習者の育成」を目指し、次の5点を重要施策として実施します。

1点目は「新しい時代に対応できる資質・能力の育成」です。

子供たちが豊かな人生を切り開いていく上で必要な力を育むために、互いに支え合い、認め合う、支持的・親和的人間関係を基盤とした学習集団づくりを進めるとともに、授業の2本柱である「個別最適な学び」と「協同的な学び」を一体的に充実します。

また、「誰もが学べる授業づくり」の実践を進めるとともに、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶのか」を重視することができるよう、教師主導型授業から子供主体型授業への転換を図ります。

さらには、義務教育学校への着実な移行のため、小中連携強化に向け、学校運営協議会で協議を行うなど、地域社会と連携するとともに、教職員の小中相互乗り入れ指導を実施し、小中一貫教育の推進に向けて取組を進めます。

本年度も引き続き町費負担教諭の配置により複式学級を解消し、手厚い指導が可能な状

態を維持するとともに、学習支援員、特別支援教育支援員を配置し、きめ細やかな学習指導を実施します。

また、外国語教育では、英語指導助手を外国語授業へ派遣するほか、公設学習塾の開催を継続して実施するのに加えて、今年度新たにオンラインによる国際交流事業を実施します。

さらに、中学校では、語学留学制度を継続し、生徒の学習意欲を積極的に引き出し、小学校では、外国語専科教員や理科専科教員を配置し、より専門的な学習を推進します。

2点目は「豊かな心の育成」についてです。

子供たちの豊かな人間性を育成するため、よりよい学級集団づくりにつながる「ピア・サポート活動」を実践し、自尊感情や自己有用感を育むとともに、誰もが自分の成長を実感し、達成感を持てる授業づくり、子供の気持ちに寄り添う日常的な子供理解に基づく指導を推進します。

それらのことから、「知っている」、「一緒に学んだ」だけではなく、「助け合い」、「支え合った」という人間関係を醸成し、「ひまわりの町北竜」「農業の町北竜」への誇りを持ち、将来にわたり「北竜を愛する心」に根づいたまちづくりの担い手を育成します。

さらに、道徳教育の充実を図り、命を大切に作る心、他人を思いやる心など、よりよい生き方（well being）を創出する「心の教育」を推進してまいります。

様々な要因で不登校や不登校傾向にある児童生徒には、多様な学びの場を提供し、誰一人取り残さない支援に努めるとともに、スクールカウンセラー、児童相談所など関係諸機関と連携し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

同時に、不登校やいじめ等の問題が発生してからの対処的な対応に頼ることなく、新たな不登校やいじめ等を生まない学校づくりのため、予防・開発的な生徒指導についてピア・サポートを活用しながら推進します。

3点目は「健やかな体の育成」についてです。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析を踏まえるとともに、部活動や少年団活動への支援なども継続し、体力運動能力の向上のための取組を継続して行ってまいります。

また、フッ化物洗口の継続実施や、「がん教育」、「赤ちゃんふれあい教室」なども実施するとともに、防災教育、薬物乱用防止など、自らの判断で自分の命を守ることでできる力を養ってまいります。

さらに、学校給食につきましては、引き続き無償化とし、「食育」にも着目した地場産食材を取り入れた安全安心な完全給食の実施に努めてまいります。

4点目は「教育活動の充実及び環境の整備」についてです。

国のGIGA・スクール構想による、1人1台のタブレットを使用した授業では、ICTの特性・強みを生かした学習支援アプリやAIドリルを導入し、児童生徒の習熟の程度に応じた学習の充実を図ります。

また、導入から5か年が経過し、更新時期を迎えたため、令和8年4月からの使用に向け、新たな端末購入を行います。

さらに、本町農業、観光への理解を深めるため、小中連携の一つとして「ひまわりガイド」の活動を小・中学生が一緒に行うことや、小学校5年生を対象に「そば打ち体験学習」・「稲作体験学習」を実施します。

中学生の沖縄への修学旅行を継続して実施し、ひまわりライスの販売体験、さらに戦争や米軍基地問題等についても学習し、平和の尊さと平和を愛する心を育みます。

学校部活動の在り方に関しては、北空知1市5町共同事業として協議を進めています。

特に、本年度は、実証実験事業を実施することとしており、子供たちが将来にわたって、やりたいスポーツや、やりたい文化活動ができる機会を確保できるよう努めます。

また、昨年度より実施しております、中学校部活動送迎支援事業を継続実施し、保護者の負担軽減に努めます。

夏場の暑さ対策として特別教室に簡易エアコンを設置し、学びやすく働きやすい環境の整備を図ってまいります。

5点目は、「信頼と期待に応える開かれた学校づくり」についてです。

学校においては、子供たちが未来を生き抜くために必要な資質・能力を育むことができるよう、教育活動や学校運営の改善・充実を図るとともに、業務の見直しを図ることで、子供と向き合う時間を確保し、子供を大切に教育の実現に向けた「働き方改革」を推進してまいります。

また、学校・家庭・町が連携・協働した「地域とともに歩む学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進し、北竜町民が総がかりで子供を育てる温かな学校づくりを進めてまいります。

次に社会教育・社会体育分野の関係について申し上げます。

町民一人一人が生涯にわたり、様々な分野の学習活動に意欲を持って参画し、豊かな感性や郷土を愛する心を育むとともに、活力ある教育行政を進めることが重要であります。

生涯学習社会の実現に向けて重要な役割を担う社会教育活動の推進を図るため、町民の主体的な生涯学習を支援するとともに、芸術文化活動の推進や文化遺産の保存・活用を図ります。

また、各年齢層に対応した学習機会の提供や町民が生活を営む上での課題に応じた学習内容を提供するとともに、ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動を推進してまいります。

また、文化連盟や体育協会、その他関係団体などの支援や育成にも努めます。

そのため、次の5点を重点施策として実施します。

1点目は「学ぶ機会の提供」です。

幼児期では、「キッズエアロビクス教室」や「初心者水泳・スキー教室」、学童期では、「ふれあい事業」や「文化公演会」、青・壮年期には、「家庭教育学級」や「全町女性レ

クリエイション大会」、高齢期には、「ひまわり大学」などの各種事業に加え、全世代にわたり、趣味や教養を高める「公民館講座」や改善センタージム機器を使用して「トレーニングルーム使用促進事業」を継続実施するなど、多様な学習機会の提供を図ってまいります。

2点目は「生涯スポーツの振興」です。

町民誰もがスポーツに親しみ、心身とも健康に過ごせるよう、スポーツ推進委員や体育協会などとも連携し、各種大会や事業を開催または開催に協力してまいります。

また、冬期間もできるスポーツ、軽スポーツの推進など年間を通した体力づくり、健康づくりを推進し、体力の向上に努めるとともに、フロアカーリング等のニュースポーツの普及に努めます。

さらに、野球場のベース交換やパークゴルフ場の芝刈り機の更新など、施設の充実を図り、スポーツの振興に努めてまいります。

3点目は「図書館を活用した事業の展開」です。

多様化する町民の学習意欲や読書意欲に対応するため、ニーズを把握した図書の充実を図るとともに、「地域おこし協力隊員」として新たに司書を迎え、図書館事業の充実を図ります。

また、既存事業である乳幼児を対象とした「ブックスタート事業」や「読み聞かせ教室」、絵本作家を招いた「原画展、講演会」、「リサイクル市」などの事業も継続して実施します。

さらに、小・中学校と連携して行っている移動図書事業、学童保育への図書の貸出事業の継続を図るとともに、道立図書館や近隣4町の図書館も利用できるよう、引き続き連携を図り、子供たちが本に触れる機会の拡大を図ってまいります。

4点目は「文化活動と芸術鑑賞の推進」です。

本町にある貴重な文化財を保護・継承するため、郷土資料館の維持に努めてまいります。

また、真竜獅子舞保存会の支援を行い、文化連盟やサークル活動とも連携して「町民文化祭」を開催いたします。

芸術鑑賞事業では、「文化公演会」を開催し、優れた芸術に触れる機会を提供してまいります。

5点目は「青少年の健全育成の推進」です。

次代を担う青少年の健全育成は、家庭・地域・学校が相互に協力をしながら社会全体で行うことが大切です。

各関係機関の協力をいただきながら青少年の健やかな育成を推進してまいります。

また、子供たちが、自ら積極的に地域社会に参画できるよう、中学生以上がボランティアとして活躍する「北竜未来ユース」や北空知広域事業であります「シニアリーダー研修会」への派遣、さらには、「子ども会リーダーキャンプ」などリーダー養成・研修事業の実施をするとともに、親子の絆を深める「親子体験教室」などの事業を推進し、地域全体

で子供を育む環境を整えてまいります。

以上申し上げ、令和7年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（中村尚一君） 以上で行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第6 同意第1号ないし日程第9 同意第4号

○議長（中村尚一君） 日程についてお諮りいたします。

日程第6、同意第1号から日程第9、同意第4号まで、北竜町表彰条例に基づく表彰についての同意案件でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、同意第1号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第7、同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第8、同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第9、同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、以上4件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

同意第2号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

同意第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

同意第4号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。

採決をいたします。

同意第1号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第2号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第3号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第4号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

ここで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時12分

○議長(中村尚一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第12号

○議長(中村尚一君) 日程第10、議案第12号 町長の専決事項の指定についての制

定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君）（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君）提案理由の説明が終わりました。

議案第12号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）討論を終わります。

採決をいたします。

議案第12号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）異議なしと認めます。

よって、議案第12号 町長の専決事項の指定についての制定については、原案どおり可決されました。

◎日程第11 議案第13号

○議長（中村尚一君） 日程第11、議案第13号 北竜町学校教育基本方針並びに北竜町学校等複合施設基本計画についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君）（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君）提案理由の説明が終わりました。

議案第13号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）討論を終わります。

採決をいたします。

議案第13号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）異議なしと認めます。

よって、議案第13号 北竜町学校教育基本方針並びに北竜町学校等複合施設基本計画

については、原案どおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号ないし日程第18 議案第20号

○議長（中村尚一君） 日程についてお諮りいたします。

日程第12、議案第14号から日程第18、議案第20号まで、令和6年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第14号 令和6年度北竜町一般会計補正予算（第9号）について、日程第13、議案第15号 令和6年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、日程第14、議案第16号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第6号）について、日程第15、議案第17号 令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、日程第16、議案第18号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第6号）について、日程第17、議案第19号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第4号）について、日程第18、議案第20号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）について、以上7件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 高橋総合政策官。

○総合政策官兼総務課長（高橋克嘉君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 森住民課参事。

○住民課参事（森 能則君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） ここで14時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時42分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東海林永楽園園長。

- 永楽園長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 川田建設課長。
- 建設課長（川田昌宏君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 川田建設課長。
- 建設課長（川田昌宏君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 議案第14号から議案第20号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
- 議案第14号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第15号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第16号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第17号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第18号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
議案第19号について、質疑があれば発言を願います。
（「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
議案第20号について、質疑があれば発言を願います。
（「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
採決をいたします。
議案第14号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（中村尚一君） 全員挙手です。
したがって、議案第14号 令和6年度北竜町一般会計補正予算（第9号）については、
原案どおり可決されました。
議案第15号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（中村尚一君） 全員挙手です。
したがって、議案第15号 令和6年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
については、原案どおり可決されました。
議案第16号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（中村尚一君） 全員挙手です。
したがって、議案第16号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第6号）
については、原案どおり可決されました。
議案第17号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（中村尚一君） 全員挙手です。
したがって、議案第17号 令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついては、原案どおり可決されました。
議案第18号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第18号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第6号）については、原案どおり可決されました。

議案第19号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第19号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

議案第20号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第20号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）については、原案どおり可決されました。

◎日程の順序変更の議決

○議長（中村尚一君） 日程の変更についてお諮りいたします。

日程第19、一般質問につきましては、議会開催通知により周知済みのため、日程順序を変更し、一般質問を3月12日13時30分より開催することとし、日程第20以降の議案に進みたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

◎日程第20 発議第2号

○議長（中村尚一君） 日程第20、発議第2号 北竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を願います。

5番、木村議員。

○5番（木村和雄君） 提案理由の説明をいたします。

発議第2号 北竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

上記の改正案を地方自治法第112条及び北竜町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年3月11日提出、北竜町議会議長、中村尚一様。

提出者、北竜町議会議員、木村和雄、賛成者、北竜町議会議員、寺垣信晃。

提案理由の説明を申し上げます。刑法の一部を改正する法律及び刑法の一部を改正する法律の施行により、施行に伴う関係法律の整備等に関する法律については、令和4年6月17日に交付され、一部規定を除き令和5年11月10日に施行されました。刑法の一部

を改正する法律の施行期日に定める政令により、令和7年6月1日から施行されることとなりました。改正法は懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設する内容となることから、北竜町議会の個人情報の保護に関する条例につきましても懲役を拘禁刑に改める改正を行うものであります。

なお、資料ナンバー4として改正条例の新旧対照表を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で提案説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号について、質疑があれば発言を願ひます。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

発議第2号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 北竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

ここで15時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時43分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第21号ないし日程第37 議案第37号

○議長（中村尚一君） 日程についてお諮りいたします。

日程第21、議案第21号から日程第37、議案第37号まで、令和7年度予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第21号 北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、日程第22、議案第22号 北竜町課設置条例の全部改正について、日程第23、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第24、議案第24号 北竜

町ひまわりの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第 25、議案第 25 号 北竜町個別排水処理施設管理条例の一部改正について、日程第 26、議案第 26 号 北竜町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、日程第 27、議案第 27 号 北竜町簡易水道事業給水条例の一部改正について、日程第 28、議案第 28 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人福祉センター）、日程第 29、議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（玄米ばら調製集出荷施設）、日程第 30、議案第 30 号 令和 7 年度北竜町一般会計予算について、日程第 31、議案第 31 号 令和 7 年度北竜町国民健康保険特別会計予算について、日程第 32、議案第 32 号 令和 7 年度北竜町立診療所事業特別会計予算について、日程第 33、議案第 33 号 令和 7 年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 34、議案第 34 号 令和 7 年度北竜町介護保険特別会計予算について、日程第 35、議案第 35 号 令和 7 年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、日程第 36、議案第 36 号 令和 7 年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計予算について、日程第 37、議案第 37 号 令和 7 年度北竜町簡易水道事業会計予算について、以上 17 件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時03分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（中村尚一君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（中村尚一君） 本日は、これで延会いたします。

なお、再開は 3 月 12 日、明日午後 1 時 30 分を予定しておりますので、よろしくお願
いいたします。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員